

総社市告示第18号

総社市空き家利活用所有者応援金支給要綱を次のとおり定める。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市空き家利活用所有者応援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家の売買又は賃貸の契約を締結した空き家の所有者等に対し、予算の範囲内において、総社市空き家利活用所有者応援金（以下「応援金」という。）を支給することにより、空き家及び空き家跡地の利活用による移住定住の促進を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在する家屋であって、現に居住し、若しくは使用していない又は居住し、若しくは使用しなくなる予定であるものをいう。
- (2) 所有者等 空き家を売買又は賃貸する権限を有する者（法人その他の団体を除く。）をいう。

(支給対象者)

第3条 応援金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 総社市定住空き家百選登録制度実施要綱（平成29年総社市告示第35号）第1条に規定する総社市定住空き家百選登録制度又は総社市空き家付宅地再生バンク実施要綱（令和6年総社市告示第16号）第1条に規定する総社市空き家付宅地再生バンクを利用して、売買又は賃貸の契約を締結した空き家の所有者等であること。
 - (2) 宅地建物取引業者の仲介により売買又は賃貸の契約をした者であること。
 - (3) 契約に関して法令等に反していない者であること。
 - (4) 契約を締結した相手方が3親等内の親族でないこと。
 - (5) 市税を滞納していないこと。
 - (6) 総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。
 - (7) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第2項又は第22条第2項の規定に基づき勧告された空き家の所有者等でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する空き家が、過去に応援金を支給するに至ったものである場合における当該空き家の所有者等は、支給の対象としない。

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 売買契約 30万円
- (2) 賃貸契約 15万円

(応援金の申請)

第5条 応援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家の売買又は賃貸の契約を締結した日の翌日から起算して6月を経過する日までに、総社市空き家利活用所有者応援金支給申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の売買又は賃貸契約書の写し
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支給決定等)

第6条 市長は、前条の支給申請があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、総社市空き家利活用所有者応援金支給決定（却下）通知書により、申請者に通知するものとする。

(応援金の請求)

第7条 前条の支給決定通知を受けた申請者は、総社市空き家利活用所有者応援金請求書を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、応援金の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により応援金の支給を受けたとき。

(2) 売買又は賃貸の契約が解除されたとき。

2 市長は、前項の規定により応援金の支給の決定を取り消した場合において、その取消しに係る全部又は一部について既に応援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。